

# 補助対象施設・事業所早見表(令和5年5月7日まで)

「○」は補助対象施設・事業所、「×」は補助対象外  
(詳細は交付要綱及び申請マニュアルを御確認ください。)

分類		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業					(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業		
		① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所(職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。) ・対象サービス:No.1からNo.29	② 濃厚接触者に対応した施設・事業所 ・対象サービス:No.11からNo.25	③ 県から休業要請を受けた事業所 ・対象サービス:No.1からNo.11	④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く) ・対象サービス:No.12からNo.15	⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所 ・対象サービス:No.1からNo.10	① (1)の①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所 ・対象サービス:No.1からNo.29		
通所系	No.1	療養介護	○	×	○	×	○		
	No.2	生活介護							
	No.3	自立訓練(機能訓練)							
	No.4	自立訓練(生活訓練)							
	No.5	就労移行支援							
	No.6	就労継続支援A型							
	No.7	就労継続支援B型							
	No.8	児童発達支援							
	No.9	医療型児童発達支援							
	No.10	放課後等デイサービス							
短期入所	No.11	短期入所	○	○	○	×	×	○	
入所・居住系	No.12	施設入所支援	○	○	×	○	×	×	○
	No.13	共同生活援助(介護サービス包括型)							
	No.14	共同生活援助(日中サービス支援型)							
	No.15	共同生活援助(外部サービス利用型)							
	No.16	福祉型障害児入所施設							
No.17	医療型障害児入所施設								
訪問系	No.18	居宅介護	○	○	×	×	×	×	○
	No.19	重度訪問介護							
	No.20	同行援護							
	No.21	行動援護							
	No.22	就労定着支援							
	No.23	自立生活援助							
	No.24	居宅訪問型児童発達支援							
	No.25	保育所等訪問支援							
相談系	No.26	計画相談支援	○	×	×	×	×	×	○
	No.27	地域移行支援							
	No.28	地域定着支援							
	No.29	障害児相談支援							

※ 補助対象経費については、交付要綱別添1・2を確認してください。